

規制の事前評価書

法令案の名称：金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案

規制の名称：特定非財務情報の開示及び監査証明に係る制度の整備並びに情報開示を巡る環境変化に対応する開示制度の見直し

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：金融庁企画市場局企業開示課

評価実施時期：令和8年4月9日

1 規制の必要性・有効性

【新設】

<法令案の要旨>

- ・ 特定非財務情報の開示及び監査証明に係る制度について、以下の措置を講ずる。
 - 気候変動その他の事業活動上の課題であって将来の財務又は資金調達に影響を与える可能性があるものに対応するための取組の状況及びこれに関連する指標に関する事項として内閣府令で定めるものに関する情報を「特定非財務情報」と定義する。
 - 一定の上場会社が特定非財務情報の開示を行う場合には、一般に公正妥当であると認められる作成基準に基づいて開示することを義務付けるとともに、一定の者に対して当該情報に係る特定非財務情報監査証明業者による監査証明を受けることを義務付ける。
 - 特定非財務情報監査証明業者に係る登録制度等を創設する。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- ・ 企業内容等の開示に関する内閣府令により、2023年3月期の有価証券報告書等から上場会社等に対しサステナビリティ情報の開示が義務付けられているところ、現状は統一的な作成基準に基づく開示が求められておらず、投資家による比較可能性の観点から課題がある。
- ・ また、当該サステナビリティ情報は、第三者による監査証明が義務付けられておらず、情報の信頼性の観点から課題がある。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

- ① 国際的なサステナビリティ開示基準（ISSB基準）と統合的な我が国の民間の基準設定団体であるサステナビリティ基準委員会が公表した基準（SSBJ基準）に準拠して、有価証券報告書等のうちのサステナビリティ情報（法律において「特定非財務情報」と定義）を作成することを義務付ける。
- ② 義務の対象は、グローバルな投資家との建設的な対話を志向する東京証券取引所プライム市場上場会社のうち時価総額5,000億円以上の会社とする予定（政府令事項）。
- ③ また、当該情報の信頼性を向上させるため、上記の会社に対して、第三者による監査証明を受けることを義務付けるとともに、当該監査証明を業として行う者を登録制とし、特別の利害関係のある会社に対する監査証明業務の受嘱を制限するなどの行為規制を含む業規制を設ける。

【緩和】

<法令案の要旨>

- ・ 我が国の金融及び資本市場の変化に対応しつつ、成長資金供給を拡大するため、特定非財務情報の開示及び監査証明に係る制度の整備、有価証券届出書の提出免除基準の引上げ等の措置を講ずる。

<規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

[特定非財務情報の開示及び監査証明に係る制度の整備]

[セーフハーバー・ルールの導入]

- ・ 本改正案において、一定の企業に対し、有価証券報告書において、SSBJ基準に準拠した特定非財務情報の開示が求められる。
- ・ 特定非財務情報は、財務情報と比較すると、相対的に不確実性が高いという特性があり、事後的に金融商品取引法上の虚偽記載等に対する責任を問われることを恐れるあまり、有価証券報告書での積極的な情報開示が避けられることになれば、投資判断に有用な情報を提供すべき有価証券報告書の開示内容が、横並びで、定型的なものとなってしまう可能性がある。

[情報開示を巡る環境変化に対応する開示制度の見直し]

[有価証券届出書の提出免除基準の見直し]

- ・ 現行法上、50名以上の者に対して行う新規発行有価証券の取得勧誘は「募集」に該当し、発行価額の総額が1億円以上であれば、有価証券届出書を提出する必要がある。なお、調達金額が1億円以上5億円未満の募集については、連結情報が要求されないなど簡易な様式による有価証券届出書の提出が可能である（少額募集）。
- ・ 1998年以来、有価証券届出書の提出免除基準額の見直しが行われていない中、スタートアップ・成長企業への資金供給と更なる成長の促進を図る観点から、資金調達に必要な情報開示に伴うコストも踏まえ、提出免除基準の引き上げる必要がある。

[特定投資家私募制度の見直し]

- ・ 金融商品取引法は、自ら投資に関する情報を分析し、投資判断を行う能力のある「特定投資家」のみを相手方とする有価証券の勧誘については、金融商品取引業者等の仲介の下、簡易な開示様式による情報の提供又は公表を条件として開示規制を免除している（特定投資家私募制度）。
- ・ 本制度は、2008年の金融商品取引法改正により、プロ向け市場上場銘柄の取引を念頭に導入され、その後特定投資家の範囲の見直し等の制度整備を進めてきたものの、現時点において、特定投資家私募制度による資金調達の事例は限定的である。その要因の一つとして、特定投資家の裾野が狭いことが考えられる。

[株式報酬に係る開示制度の見直し]

- ・ 現行法上、企業が自社やその子会社の役員・使用人に対し、自社の発行する株券、新株予約権証券を交付する際に行う勧誘行為については、役員・使用人が、当該有価証券に関する情報を既に取得し、又は容易に取得することができるため、情報の非対称性がないとして、有価証券届出書の提出を不要とする特例措置がある（ただし、「株券」については、上場株券に限定。）。
- ・ 他方、非上場会社等がその発行する株券を役員・使用人に交付する場合の勧誘行為については当該特例措置の対象とはなっていない。そのため、当該勧誘行為を理由として有価証券届出書の提出が必要であり、その後継続的に有価証券報告書・半期報告書の提出が必要となるといった不都合が生じている。

<必要となる規制緩和・廃止の内容>

[特定非財務情報の開示及び監査証明に係る制度の整備]

[セーフハーバー・ルールの導入]

- ・ 有価証券報告書における将来情報等の記載について、一定の場合には虚偽記載等に係る民事責任を負わな

いとす趣旨のセーフハーバー・ルールを導入する。

[情報開示を巡る環境変化に対応する開示制度の見直し]

〔有価証券届出書の提出免除基準の見直し〕

- ・ 投資者保護と開示負担とのバランスに配慮しつつ、調達金額に応じた段階的な開示制度を構築するため、有価証券届出書の提出免除基準を「1億円」から「5億円」に、少額募集の利用可能額を「1億円以上5億円未満」から「5億円以上10億円未満」に、それぞれ引き上げる。

〔特定投資家私募制度の見直し〕

- ・ 特定投資家私募の勧誘対象に、潜在的特定投資家（特定投資家要件を満たし、高い情報分析能力等を有するものの、特定投資家への移行手続を行っていない者）を追加する。

〔株式報酬に係る開示制度の見直し〕

- ・ 企業が自社やその子会社の役員・使用人に対し、自社の発行する株券、新株予約権証券を交付する際に行う勧誘行為は、上場株券・非上場株券を問わず、募集又は売出しに該当しないものとして整理し（「私募」に該当）、有価証券届出書の提出を不要とする。
- ・ また、今回、私募として整理する株式報酬・ストックオプションの付与に伴う勧誘については、企業内部の者（役員・使用人）以外への譲渡を制限する必要があることから、その譲渡制限の実効性を確保するため、告知義務及び告知書面交付義務を課す。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設】

<その他の規制手段の検討状況>

検討した 検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由）

[特定非財務情報の開示及び監査証明に係る制度の整備]

〔一定の企業に対する特定非財務情報の開示及び監査証明の義務付け〕

- ・ 適用対象企業を全てのプライム市場上場会社とすることも検討したが、企業の開示状況や投資家のニーズ等を踏まえて今後検討し、数年後に結論を出すこととした。
- ・ 一定の上場会社に義務付ける特定非財務監査証明については、代替案として、特別の利害関係のある会社に対する監査証明業務の受嘱を制限する行為規制を設けないことも検討したが、監査証明業務の利益相反を回避し、また利益相反の外観を呈しないようにすることにより、第三者による監査証明制度の信頼性を向上させることが重要であるため、採用しないこととした。

<その他非規制手段の検討状況>

検討した 検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容）

[特定非財務情報の開示及び監査証明に係る制度の整備]

〔一定の企業に対する特定非財務情報の開示及び監査証明の義務付け〕

- ・ 代替案として、法律による規定によらず、ガイダンス等による規律付けも考えられるが、特定非財務情報の開示・監査証明については、これまでも企業において任意の取組がみられるところであり、追加的に取組を行う企業は限定的と考えられる。また、投資家による比較可能性の確保という目的に照らし、法令によって一定の基準に沿った開示及び監査制度を整備することが重要であるため、採用しないこととした。

【新設】

〔特定非財務情報の開示及び監査証明に係る制度の整備〕

〔一定の企業に対する特定非財務情報の開示及び監査証明の義務付け〕

- ・ 企業にとっては基準の要求事項への対応のため、従来に比してより多くの情報収集を行うことや、第三者から監査証明を受けることに伴う追加的なコスト負担といったマイナスの効果も生じる。一方で、有価証券報告書等において統一的な基準により特定非財務情報が記載され、当該情報につき第三者による監査証明が行われることによって、当該情報の比較可能性と有用性に加えて信頼性が向上し、我が国資本市場の公正性・透明性の向上と投資者保護につながるというプラスの効果が得られることから、両者を合算してもプラスの効果が得られると考えられる。

【緩和】

〔特定非財務情報の開示及び監査証明に係る制度の整備〕

〔セーフハーバー・ルールの導入〕

- ・ 本案により、外形的には投資者による株式の発行者に対する民事訴訟を提起しづらくなるという懸念が生じる可能性がある。ただし、本案は、財務情報と比べて一般的には不確実性の大きい非財務情報について、企業が訴訟リスクを回避するために開示を控えることを防ぎ、開示の充実を図るため、一定の要件のもとで民事責任を負わないとする趣旨のものである。また、故意の虚偽記載等、刑事責任に係るものについてはセーフハーバー・ルールが適用されないため、マイナスの効果は限定的と考えられる。

〔情報開示を巡る環境変化に対応する開示制度の見直し〕

〔有価証券届出書の提出免除基準の見直し〕

- ・ 本案では、スタートアップ企業等において、資金調達時の開示負担が減少するといったプラスの効果が得られる一方で、従来有価証券届出書の提出がされていた範囲の募集（募集金額1億円以上5億円未満）において投資者への情報開示が行われなくなるといったマイナスの効果も生じる。このマイナス面については、従来から1億円未満の募集について当局への提出が求められている有価証券通知書を当局が公衆縦覧に供することで一定の効果が期待できることから、両者を合算してもプラスの効果が得られると考えられる。

〔特定投資家私募制度の見直し〕

- ・ 本案により、特定投資家に移行していない投資家であっても、特定投資家への移行要件を満たしていればプロ向けの商品の取引を行うことが可能になるため、私募制度の利用拡大による成長資金供給の拡大につながるというプラスの効果が得られる。

これに対し、金融商品取引業者において勧誘の相手方が特定投資家への移行要件を満たしているかを確認する必要が生じるが、潜在的特定投資家は、行為規制上は一般投資家と同様に扱われることから、元々、その財産の状況や投資に関する知識、経験について金融商品取引業者等において確認する必要があり（適合性原則）、その遵守の手続の中で移行要件の確認が行われることが想定されるため、従来に比して大きな負担が生じ得るものではないと考えられる。また、潜在的特定投資家等が金融商品取引業者等から過剰な勧誘を受けることになるのではないかとといったマイナスの効果も想定されるが、そもそも潜在的特定投資家は投資に関する情報分析能力を有する者であること、上記のとおり適合性原則や顧客属性に応じた説明義務を始めとした行為規制が適用されることも踏まえると、そうした懸念は必ずしも大きくないと考えられる。

〔株式報酬に係る開示制度の見直し〕

- ・ 本案では、株式報酬制度の利用促進につながるというプラスの効果が得られる一方で、非上場のスタートアップ企業等が自社の株式を株式報酬として交付する場合における、交付先の役員や従業員に対する情報開示

が限られるというマイナスの効果も生じる。もっとも、株式報酬は資金調達を目的としたものではなく、役員・従業員の投資判断材料としての公的な情報開示の必要性が低いことに加え、当該役員や従業員は、自社の情報への一定程度のアクセスを有し、代替手段により会社の情報を入手可能であるから、マイナスの効果は限定的であると考えられる。

4 負担の把握

【新設】

〔特定非財務情報の開示及び監査証明に係る制度の整備〕

〔一定の企業に対する特定非財務情報の開示及び監査証明の義務付け〕

< 遵守費用 >

- ・ 企業にとって、新たな基準に基づく情報開示の導入により、従来に比してより多くの情報収集を行う必要性が生じる。また、当該情報に係る第三者による監査証明を受けることによる追加的にコストが生じる。

【緩和】

〔特定非財務情報の開示及び監査証明に係る制度の整備〕

- ・ 新たな費用は特段生じない。

〔情報開示を巡る環境変化に対応する開示制度の見直し〕

- ・ 新たな費用は特段生じない。

5 利害関係者からの意見聴取

【新設、緩和】

意見聴取した 意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

- 具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない
- 遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない
- 参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている
- 他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考としている
- その他

(具体の理由：)

< 主な意見内容と今後調整を要する論点 >

〔特定非財務情報の開示及び監査証明に係る制度の整備〕

- ・ 適用対象を時価総額 5,000 億円未満のプライム市場上場企業に拡大するかどうかについては、企業の開示状況や投資家のニーズ等を踏まえて、引き続き検討していくことが重要である。

〔情報開示を巡る環境変化に対応する開示制度の見直し〕

- ・ 提出免除基準の在り方については、スタートアップ企業等の資金調達の状況等を踏まえ、様々な制度との整合性を勘案しつつ、継続的に検討していく必要がある。

< 関連する会合の名称、開催日 >

- ・ サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ：
令和6年3月26日、5月14日、6月28日、10月10日、12月2日、
令和7年4月21日、6月5日、27日、10月30日、11月28日、12月22日
- ・ ディスクロージャーワーキング・グループ：
令和7年8月26日、9月19日、10月15日、12月18日

< 関連する会合の議事録の公表 >

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/sustainability_disclose_wg/sustainability_disclose_wg_index.html

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/disclosure_wg/disclosure_wg_index.html

6 事後評価の実施時期

【新設、緩和】

< 見直し条項がある法令案 >

- ・ 「金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案」の施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。施行後5年以内に事後評価を実施する。